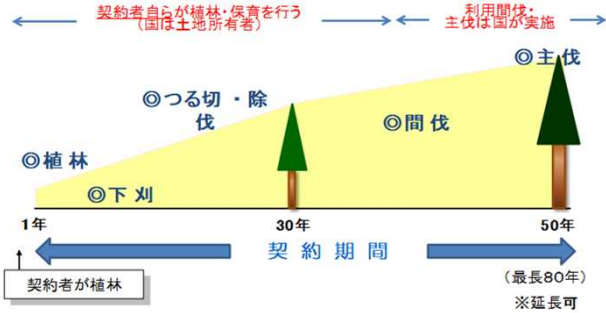


分収造林制度 あなたも森林づくりに参加してみませんか

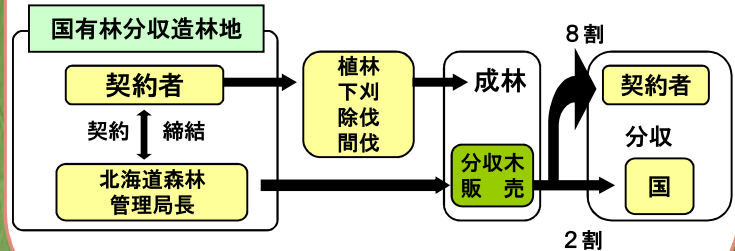
分収造林制度とは

国有林の分収造林は、国有林の土地に契約者（あなたの会社や団体など）が、契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益（販売代金）を国と造林者で予め契約した一定の割合で分収する制度です。



分収造林制度の主な概要・仕組み

- (1) 対象面積は、原則として1ha以上を対象。
- (2) 契約期間は、最長80年。
- (3) 収益の分収割合は、造林者8、国2（北海道）。
- (4) 分収木（植栽木）は、国と造林者の共有。



分収造林のメリット

- 国産材が利用されることで、森林・林業・木材産業が活性化し、地域に雇用を生み、山村の活性化にも貢献できる。
- 記念行事としての地域PRに活用できる。
- 総合評価落札方式の一般競争入札で評価点が加えられる。
- 研修の場として利用できる。
- 国有林の森林を活用し、市場が求める木材を低コストで育成することが可能。
- 成長の早い優良品種等を植栽し、短い育成期間で伐採することが可能。
- 為替変更や木材価格の高騰等に関わらず、原料としての木材を安定的に確保できる。
- 山林を取得する必要がなく、初期投資の抑制が可能である（分収造林は不動産取得税・固定資産税の対象外）。
- マーケットが求める商品や価格に見合ったコストで供給できる。
- マーケットが求めるスペックを明確にし、最も経済合理性のある経営（樹種、品種、伐期、植栽本数、保育）を構築可能。

分収造林制度を活用した具体例

- ① **法人の森林**
企業等が社会奉仕又は社会貢献の一環として森林づくりを行う）
- ② **記念分収造林**
歴史的行事等を記念して国民参加の森林づくりを行う）
- ③ **企業資材用等分収造林**
製材工場、合板工場等が必要とする資材や、きのこ原木、薪炭材等の特用林産物、また、庭園用支柱、土木用小径木、バイオマス燃料等の住宅以外の分野をターゲットとした今までにない施業による森林造成により必要な資材を安定確保する）
- ④ **学校分収造林**
学校が、教育の一環として、学校林を经营管理する活動を通じて教育的効果を高める）
- ⑤ **その他分収造林**
林業構造改善・山村振興・過疎振興・地域改善・林業振興分収造林等

分収造林契約の際の留意点

- 国有林の分収造林制度は、分収額が造林費用を上回ることを確約したものではありません。
- 契約期間中は、森林計画等の下、造林・保護の義務が発生します。適切に造林・保護が行われなかった場合、契約解除となります。
- 自然災害に備え、森林保険の加入を推奨します。

国有林の分収造林で利用可能な助成制度

- 1 融資
林業基盤整備資金 償還期限30年以内（うち据置期間20年以内） 融資限度額：負担する額の80%
- 2 補助
(1) 森林環境保全直接支援事業（造林関連補助金）
補助率：実質68% 要件：森林経営計画の策定（属地計画の場合、面積規模の基準の適用外）
(2) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
補助率：定額（1/2相当、1組織当たり500万円限度） 対象：NPO法人等